

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とします。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（指定統計第10号）で、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されます。

(3) 調査の期間

平成19年1月1日から平成19年12月31日までの1年間の実績について、平成19年12月31日現在で調査したものです。

(4) 調査の範囲

日本産業分類に掲げる大分類F—製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く）を対象に調査するものです。調査年の西暦末尾が0, 3, 5, 8年に当たる年は全事業所を調査の対象としていますが、それ以外の年は従業者3人以下の事業所を調査の対象から除外しています（裾切調査）。今回（平成19年）は、西暦末尾が7年に当たるので裾切調査として実施しています。

(5) 調査の種類

工業統計調査は、甲調査及び乙調査の2種類で、区分は次のとおりです。

ア 甲調査 従業者30人以上の事業所

イ 乙調査 従業者29人以下の事業所

(6) 調査の方法

ア この調査は自計申告によるもので、調査票の配付と回収は、知事が任命した工業統計調査員が市町村長の指揮監督を受けて行いました。

イ この調査の申告義務者は、事業所の管理責任者です。

(7) 調査の項目

巻末に添付した調査票甲、調査票乙の様式を参照してください。

(8) 集計及び公表

平成19年工業統計調査の本県における集計は、県独自に集計したものであり、経済産業省が発表する数値と相違することがあります。